様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　　　2025年　8月　22日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） えいじす  一般事業主の氏名又は名称 株式会社エイジス  （ふりがな） ふくだひさなり  （法人の場合）代表者の氏名 　福田久也  住所　〒262-0032  千葉県千葉市花見川区幕張町4-544-4  法人番号　3040001008325  　情報処理の促進に関する法律第２９条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 2024年3月期決算説明資料 | | 公表日 | 2024年　5月　15日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：<https://www.net-presentations.com/4659/20240515/cworqn421/>  記載ページ：P28、P30 | | 記載内容抜粋 | 〈経営ビジョン〉  社会的価値向上に向けた取り組みとして、人と技術、そしてデータにより、メーカーと小売業と消費者をつなぐ唯一無二の存在へなりたい。  〈ビジネスモデルの方向性〉  小売業対象のリテイルサポート領域では、現場でしか得られないデータの収集にも力を入れていく。 メーカー対象のマーケティング領域では、PoB（Point of Buy）などを活用し、各領域の様々なデータを掛け合わせてデータを活用し、新たな価値を創出していく。 NEXT事業開発では、サプライチェーン全体を対象として、我々だけでは埋めることのできない企業や事業と連携をすることで、新しい事業を作り上げたい。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 各公表された資料は、取締役会の承認のうえ公表 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. 2025年3月期決算説明資料 2. エイジスのDX推進に関わる取組について | | 公表日 | 1. 2025年　5月　15日 2. 2022年　8月　23日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①2025年3月期決算説明資料  公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：<https://www.net-presentations.com/4659/20250515/sfghtry86/>  記載ページ：P20  ②エイジスのDX推進に関わる取組について  広報方法：当社ホームページに記載  公表場所：<https://www.ajis.jp/wp-content/uploads/2022/08/AJIS_DX_20220823.pdf>  記載ページ：P2　当社のDX推進戦略について | | 記載内容抜粋 | 1. 2025年3月期決算説明資料   Vision50を達成するためのDXビジョンとして、『デジタル技術を活用し、チェーンストアの課題解決に貢献し続ける』という事を掲げている。具体的には以下の取組みに注力している。  図の①ITインフラ強化   * 情報系、勘定系含めすべてのITインフラの強化、刷新を行っている * これをベースにして、図の②の実現に繋げる   図の②データ連携   * データドリブンな営業活用や顧客提案による売上拡大に繋がる仕組みづくり * セグメントを跨いだデータ連携による新しい付加価値を生み出す取り組み  1. エイジスのDX推進に関わる取組について   １．統合データプラットフォームの実現と、各種データの連携による新たな価値創造  各地域、各サービスのデータをクラウド上に集約し、当社の顧客である小売企業やその店舗のデータを連携する事で、『AJIS プラットフォーム』を構築します。これを実現する事で、当社の顧客である小売企業が理想とする、購買者や最終消費者が満足する店舗状態を実現し続けることの出来るサービスを提供していきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 各公表された資料は、取締役会の承認のうえ公表 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | エイジスのDX推進に関わる取組について  P2　DX推進戦略を進める体制  P3　DX推進指標 | | 記載内容抜粋 | **DXの各種取組みを推進**   * + DX推進室の新設   **組織横断的な取組み**   * + DX推進に関するCoEを設置   + CoEによる内部人材の育成   + CoEによるローコード開発の社内教育   **挑戦を称賛し、失敗を恐れない企業文化を醸成する仕組み**  [目標管理制度]  目標管理制度に次の項目も評価に加える   * + 挑戦項目の設定と評価   + プロジェクトや改善活動チームなど担当業務以外の活動の評価   以下も新たな制度として取り組む  [挑戦の表彰]  [公募型人事異動の推進]  **ダイバーシティを推進する仕組み**  **心理的安全性を確保する仕組み**  ⇒参照先のコーポレートガバナンスに関する状況報告に記載しております。  （P１下段～P２上段にかけて記載）  参照先：<https://www.ajis.jp/ir-includes/images/governance/governance.pdf>  ＜補足説明＞  上記の参照先URLでは、以下を公表している。  **ダイバーシティを推進する仕組み**   * + 心理的安全性の確保   + 多様な価値観、経験、働き方の実現   + 多様な人材への機会均等   **心理的安全性を確保する仕組み**   * さん付け運動の推進 * 1on1ミーティングの導入   会議ルールの導入 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 2025年3月期決算説明資料  記載ページ：P20 | | 記載内容抜粋 | ITインフラ強化として、基幹システム全般の刷新を実施している。  会計、人事、オペレーション、営業、経営管理分析、共通基盤、IT業務、コミュニケーション、情報セキュリティなど全領域での刷新を実施中。  ＜補足＞ 公開はしていないが、2026年6月には基幹システムをリリース予定。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 2025年3月期決算説明資料 | | 公表日 | 2025年　5月　15日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：<https://www.net-presentations.com/4659/20250515/sfghtry86/>  記載ページ：P19、P20 | | 記載内容抜粋 | グループ収益の柱として基盤を強化   * アップセルや付加価値向上による売り上げの最大化 * パーソルマーケティング者事業譲受の効果を最大化   デジタル投資の効果を最大化   * DX・AI活用による生産性向上 * 販管部門のBPR（業務改革）実施   これらを実現するために、オーガニック成長投資として、20億円のデジタル投資を実行  リテイルサポート事業、マーケティング事業、国際事業のデータを連携すると共に、フィールドシステムの改善及び新たなサービスやソリューションの提供をする  それらを支えるITインフラの強化として、社内すべての領域の基幹システムを刷新  ＜補足＞ 2026年6月には基幹システム及び周辺システムをリリース予定の為、外部への数値公表を止めている状態。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025年　5月　15日 | | 発信方法 | 公表方法：当社ホームページに掲載（2025年3月期決算説明資料P15、P20）  公表場所：<https://www.net-presentations.com/4659/20250515/sfghtry86/> | | 発信内容 | 積極的なデジタル投資をすることで、新たな価値を創出する  Vision50を達成するためのDXビジョンとして、『デジタル技術を活用し、チェーンストアの課題解決に貢献し続ける』という事を掲げている。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年　7月 | | 実施内容 | 『DX推進指標』による自己分析を実施し、2025年7月7日にIPAの自己診断結果入力サイトより提出済み |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2009年　1月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 2009年1月に情報セキュリティ基本方針を制定し、細則として関連規程を設置。  これらを社内ポータルで公開するとともに、定着・浸透のために年に一度従業員の理解度を図る情報セキュリティ理解度テストを実施。  2023年6月に、サイバーセキュリティに関する外部評価を実施し、評価結果に対して継続対応中。  セキュリティ監査に関しては、実施内容を補足説明する資料として、システム監査手順書を添付いたします。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。